

成化時代の伝奉官について

谷 光 隆

〔要約〕 中国の歴朝において亮官の事例は枚挙に遑なく、その歴史上に有する意義も区々であるが、その中後漢書の靈帝紀には、光和元年初めて西邸を開いて官を売り、関内侯より虎賁・羽林にいたるまで錢を入れ各差あり、西園に於て庫を立て之を貯えたことが見え、また新唐書の選舉志には、中宗の時韋后及び太平・安樂公主等が事を用い、側門に於て墨勅を降し、斜封もて官を授け斜封官と号したことが見えている。明代においてはこの二例に相当するものとして伝奉官があるが、明代の伝奉官は成化の時代に始まり、また成化の時代において最も盛であつたと云われる。そこで本論文は時代をここに限つてその性格を究明し、併せて發生の原因についても考察を加えたのである。

一 伝奉官の定義

明代における伝奉授官の記事は憲宗實錄卷二天順八年二月庚子の条に

太監牛玉聖旨を伝奉し、司礼監の人匠姚珏を工部文思院副使に陞す。

とあるを以て初見とするが、これは明史卷一三憲宗本紀において

始めて内批を以て官を授く。

となつてゐる。内批とは外廷の議を経ざる天子の旨意であり、天子個人の意志を以て天降りの授官することであるが、^①その際天子の側近にいる宦官が之をとりつぐのが伝奉である。^②但し実際には寧ろ宦官自身の意志が天子のそれに仮託せられる場合が多い。^③「伝奉官」の字義の通りに解釈すれば叙上の如くであるが、明代史上のいわゆる伝奉官なるものは此の上に更に一定の制約が加わつたもので、^④諸書

に記載するその定義は必ずしも一様でないが、今一二その代表的なものを示せば、黄瑜（宣徳元—弘治一〇）の雙槐歳鈔卷九には

太監梁芳淫巧を進めて以て上の心を蕩わし、奇玩を収買し方術を引用し異書を録呈するを以て名となし、貪り縁りて旨を伝え官を与う。已に官たる者は輒ち超擢を加う。儒・吏・兵・民・工・賈・囚・奴を扱はず、白を脱して太常卿に除せらるる者あるに至る。名づけて伝奉官と曰う。多きこと数千人に至る。而して僧道・楽工の其の儕を躐ゆる者また数うるに足らず。

とあり、陸容（正統元—弘治七）の菽園雜記卷九には

成化末年太監梁芳輩京師の富賈を導引し古今の玩器を収買して進奉し上の好貨の心を啓く。是より倖門大いに開け金夫の子弟各珍異を以て投献し進を求む。而して無名は乃ち各寺觀において積道星命等の書を聚写し進呈すれば遂に受職を得。内中書・序班に原任せし者は陞職を得て太常・鴻臚・太僕少卿等の階に至り、白身人は鴻臚主簿・序班等の職を受くるを得。生員・儒士・匠丁・樂工・勲戚・厮養、凡之賞を高うする者は皆竝進に与る。

名づけて伝奉官と曰う。蓋し命、中より出て吏部の銓選によらず、故に名づく。名器の濫此の時に踰ゆるなし。とある。之によれば天子が宦官を媒介として天降りの授官すると云う伝奉官の定義は云わば形式的規定であり、その実質的意義は寧ろその前提として珍異奇玩の如き一定の物貨を投献し、若くは異書の聚写の如き一定の技術を提供することにあり。換言すればかくの如く「賞を高うする者」に対する反対給付として伝奉授官があるのであり、畢竟これは一種の賞選—売官である。然らばこの伝奉官の性格は如何なるものであり、また何故に成化の時代より發生するに至つたのであるか。次に此の二点について考察することとする。

二 伝奉官の性格

憲宗実録二九三卷の中には伝奉陞除に関する記載が極めて多く、殊にその末年に至つては殆んど枚挙に遑ない程であるが、それらは大抵「太監何某聖旨を伝奉し某人を陞せて某官と為す。」と云うが如き一定の形式によるもので、その具体的方法を説明するような記事は殆んど見当らない。

併しただ一つ成化十二年十一月癸卯の条に見える記事が尹直の蹟綴録（歴代小史卷九三）の中に見える記事と共に若干これに説明を与えている。即ちこれによれば宦官は左順門において聖旨を伝奉し、之を接領した吏部の官は翌日の早朝において奏本（之を補本と云う）を具し御前に面奏（之を補奏と云う）するのである。但し中葉以後においては伝奉の盛行した反面、補奏の定制は廢弛するようになった。また官吏が陞除された場合には通常「報名謝恩」として奉天門における常朝の際鴻臚寺卿が新陞官の姓名員数を御前に宣奏し、新陞官は午門外において五拜三叩頭の礼を行うことがある^④が伝奉官にはこのことが、報名謝恩の代りに「望闕謝恩」するを許した。かくの如く補奏を廢しまた報名をもしないのは、要するに伝奉除官に対する外廷の清議を憚つたがために外ならない。

さて伝奉官の性格を捕捉するためには色々な角度よりすることが必要であるが、まづ実録所載の事例を年次に配列し、各年毎にその回数と人員を示せば下表の如くである。

年次	回数	人員
8	4	17
9	2	4
10	2	16
11	2	2
12	1	0
13	0	4
14	1	19
15	3	2
16	2	43
17	2	19
18	2	5
19	2	24
20	5	44
21	6	34
22	10	10
23	5	58
24	13	47
25	4	159
26	16	376
27	38	328
28	31	204
29	21	178
30	16	566
31	36	202
32	11	2361
計	233	

此の表には極めて著しい一つの傾向が示されている。即ち成化十六年までは毎年の伝陞多くも五十人前後に止まつたが、成化十七年にはそれが一躍百五十余名に増加し、爾後ますます増加の傾向にあることである。此の点は後に述べる伝奉官發生の財政的原因と彼此相関連するところで特に注意の必要がある。

次に伝奉による授官の種類とその概数については実録の成化二十一年二月己未、及び二十三年十月丁卯の条に見える伝奉官陶汰の記事が最も包括的に之を示しているが、これによれば

(一)文職^⑤（二十一年二月己未）

太常寺卿至博士等官

三六人

通政使司及太僕寺卿等官

光祿寺少卿及尙宝卿等官

太医院使至御医等官

鴻臚寺丞至序班等官

工部員外郎及礼部司務等官

欽天監司曆博士以至冠帶天文生

中書舍人

冠帶食祿儒士^⑩

參議臬丞主簿

計

一八人

一六人

五二人

一七九人

一九人

六三人

二〇人

一〇八人

各一人

五一四^⑩人

(三) 匠官 (監局) (二十一年二月己未)

司礼監 七九人

尙衣監 八七人

司設監 七一人

針工局 三八人

銀作局 二三人

巾帽局 五人

計

(四) 匠官 (工部) (二十三年十月丁卯)

工部右侍郎副鑄及太僕寺卿楊通・順天府通判周礼興等 一二人

營繕所等衙門所正等官王貴等 一三五八人

計

一三七〇人

(二) 武職 (二十一年二月己未)

勲戚異姓外親陞授者^⑩

内官姪弟家人陞授者^⑩

軍民人等陞授者^⑩

為事罷黜妄冒陞用者

軍民人等乞恩陞授者

技芸工匠陞授者^⑩

計

六人

一二〇人

六六人

一人

九人

二六〇人

五〇三^⑩人

御用監 三七九人

内官監 三六五人

内織染局 一一〇人

兵匠局 九九人

御馬監 三人

供用庫 一人

一二六〇人

(五) 僧道 (二十三年十月丁卯)

僧録司禪師兼左善世等官

道録司真人高士并左演法等官

計

一二〇人

一三三三人

二五三三人

(六) 番僧 (二十三年十月丁卯)

大慈恩等寺法王仏子国師等職

四三七人

となつてゐる。即ち文職・武職・匠官・僧道・番僧に亘り総數數千人に及ぶと見られるが、その殆んど全へては官廷關係の京官であり、親民の外官に屬する者は極めて稀れである。但しこれらの伝奉官はその一部が正額官員に該當する外、その他は尽く額外に添注されたものであり、太常寺・太医院・鴻臚寺・欽天監においては正額の三・四倍、僧道録司においては十數倍と概算されるが、添注によるものは俸禄のみを支給せられて実職には就かないいわゆる帶俸官である。弘治の時馬文升の上言に⁽⁴⁾

京官の額一千二百余人。伝奉官は乃ち八百余人に至る。

内寔に薪俸を支ずる者九十一人。⁽⁵⁾冗官今日より甚しきは莫し。

とあるのも伝奉官八百余人の中職專官は九十一人で、その他の七百余人は尽く帶俸官であるとの意であろう。また袁袞(弘治一五—嘉靖二六)の世禱卷下節浮に⁽⁶⁾

官の冗なる者日に益増し、裁革の詔未だ乾かずして添

註の令尋いで下る。額外の眞常品に溢れ、工部・太常寺・光祿寺・中書科・太医院の如き皆無賴の淵藪にして耗財の蠹賊なり。

とあるものも同様の意と解すべく、更に二十二史劄記卷三四成化嘉靖中方技授官之濫には伝奉官のことを述べ

以上の諸官皆俸を食む。而れども事を治めず。

と云つてゐる。即ち伝奉による授官は前述の如く「賞を高くする者」に対する反対給付であり一種の売官であるが、それは明史卷七二職官一吏部に「帶俸添注を以て恩冗を寄す」とある如く添注による帶俸の形式をとり、表面上は天子の恩恵とされるのである。

次に伝奉官の出身については救園雜記卷九に成化末年の文職を「もと職ありて伝陞せし者三十六人。自身にして職を授けられし者五百三十八人。」と数えている如く、自身即ち出身なき平民が圧倒的多数を占めており、その実況は成化十九年監察御史張稷等の上疏に⁽⁷⁾

此年以来末流賤之多く公卿に至り屠狗販綸濫りに潛要に

居る。一丁を識らずもまた文職を授くるあり、一矢を挾まずして冒りに武官に任ずるあり、布草にして驟かに金

紫に登る者あり、一歳にして官秩を累遷する者あり、父子一堂に同坐する者あり、兄弟各署に分任する者あり。甚しきに至つては在逃の軍囚姓名を改易して冒進する者あり、犯賊の官吏罪過を隠匿して選を求むる者あり、一日にして數十人官を得る者あり、一署にして数百員帯俸する者あり、其の大多数を計るに無慮百千。況んや比来姦計転々熾んに、見任事を視る者あり、又親民に外補せらるる者あり。末流の弊言うに勝う可からず。

とある如くである。

以上之を要するに伝奉官は憲宗の即位当初より発生したが殊に成化十七年以後飛躍的に増加し、文武より方技に亘つて概略数千人を算したが、その大部分は帯俸官であつて職事ある者は少なく、またその出身は大抵白身である。

三 伝奉官の発生に対する政治的考察

かくの如く成化の時伝陞の盛行した原因については、まづ憲宗実録卷二二七成化十八年五月甲午の条に、左右の近習が各々門戸を立て寵を恃んで勝を闘わしたからで、太監梁芳の如きは尤も甚だしく前後無慮千人に及んだ、と云つ

ているのが注目される。即ち内廷の宦官はあらかじめ物貨の投献を媒介することによつて天子の寵信を得、ついで伝奉授官を媒介することによつてその配下を増大し、かくしてその権勢を拡張したのであり、かかる宦官相互の権力闘争が伝陞盛行の原因となつたと云うのである。それについてはまづ憲宗の資質やその内廷における生活が如何なるものであつたかを説明する必要がある。

(1) 憲宗の好貨 憲宗が琴弈詩画を好んだことは酌中志卷二二に見えているが、珍玩異貨を好んだこともまた諸書に散見している。例えば昭代典則卷二一には、成化十九年のこと、上意を迎合せんとする中貴があつて、「宣徳の間嘗て王三保を遣わし西洋等の番に出使せしめしに獲るところの奇珍異貨筭無し。」と上言したところ、憲宗の心大いに動き、命じて兵部に至つて当時の水程図を捜査せしめたが、郎中劉大夏はその國家に益なきを慮つて先づ庫中に入り、之を検得して他処に蔽匿した話を載せ、また救園雜記卷一五には、成化二十一年のこと、提督徐州倉糧太監章通が桓山寺で井を鑿ち、深さ数丈の所で重さ三十鈞「陸機造」の識文ある独輪の銅車一具を得、之を朝に進めたところ、

憲宗は甚だ喜んで授賞頗る多かつた、と云つてゐるのである。

(2) 憲宗と万貴妃 憲宗の後宮は帝后以下十四妃と称されるが、就中最も権寵を擅まにしたのは万貴妃である。妃は山東青州諸城県の人、四歳(或云十四歳)にして選ばれて掖庭に入り孫太后の侍女となつたが、憲宗生誕の後は之に侍して鹽櫛を司つた。憲宗よりも長ずること十七歳、「謙智にして善く媚ぶ」とか「警敏にして善く迎合」したと云われ、成化二年皇第一子を生んだが、その期ならずして薨じた後は後宮の孕む者あるごとに薬を飲ませて傷墜したので、孝宗の生母紀妃の如きは一時内安樂堂(官人の病老罪人をおく処)に隠れてひそかに孝宗を生んだと伝えられる。妃の驕慈は「一たび意に忤えば立ちどころに斥逐」されると云う程であつたが、憲宗の鍾愛は「万氏豊豔肌あり、上の出遊する毎に必ず戎服佩刀して左右に侍立す。上之を顧みる毎に輒ち為めに色飛ぶ。」と云い、また急に計を以て聞するや語らざること久しく、ただ「万侍長之に去れり。我亦將に去らんとす。」と長歎したと云うに最もよく窺われる。皇妃の諡は從來二字を定制としたのであるが妃に

至つて始めてこれが六字に増したのも全くこの故である。^⑨

かくの如く憲宗の後宮にあつて一代の権寵を擅まにした万貴妃は、また性珍奇營建を好み、服用器物はみな僭擬を極めたので、中官の梁芳・韋興等は或は奇技淫巧を作り、或は美珠珍宝を進めてその意を悦ばしめ、その党錢能・韋眷・王敬・鄭忠等は争うて名を採弁に仮つて四方に出鎮し、各々得るところの珍異を献じ、時には「勅旨」と称して小民を科擾することもあつたが、憲宗は妃の故を以て之を問わなかつたと云う。^⑩

(3) 憲宗の道仏過信 附房中の術 明の帝室は元室の旧に沿つて喇嘛教(紅教派)を尊崇したが、殊に憲宗はこれを狂信したので、西番僧にして大慈恩寺・大能仁寺・大隆善護國寺など京師の諸寺に來住する者も多く、彼等は常に櫻轎に乗り金吾を用いて皇城に出入し、その儀衛は王侯にも過ぎるものがあつた。^⑪ また憲宗は道教をも崇信し、玉皇閣を官北に建てて玉皇を奉祀し、新に樂章を編して内臣にこれを習わしめたり金闕・玉闕真君を封じて上帝となし、万安を遣わして靈濟宮にこれを祭つたりしたので、方士道流の京師に潛入して左道邪術を献じた者も少なくなかつた。^⑫ かくの

如き憲宗の道仏過信は既に成化の初年より始まつたことであるが、これがため従来は大興隆寺・朝天宮など在外の寺觀において行方を例とした朝廷の齋醮も終に之を内府にまで持ち込むようになり、甚だしきは一月の中前後三回に及ぶことさえあつた。^⑤

憲宗は房中の術に深い関心をもつていたので、閣臣万安は屢々その秘法を進上し、憲宗の崩じた時にはその疏が小篋に充ちていたと云う話であるが、憲宗が方技を好んだ原因も一つはそこにあつたらしい。趙翼の二十二史劄記卷三四成化嘉靖中方技授官之濫にその説が見えているが、殊に喇嘛教(紅教派)の如きは性交を学仏の一途としている程で、番僧が憲宗の幸を得るに至つた秘密の法と云うのも元の順帝が寵信したかの「演揲兒法」であろうと云われている。^⑥

演揲兒法は外ならぬ房中の秘術である。^⑦

さて成化二十一年正月、刑部主事李旦の上言を見ると「神仙仏老、外戚女謁、声色貨利、奇技淫巧、みな陛下のもと惑溺するところにして左右近習こもごも之を相誘う。」とあるから宦官は叙上の如き憲宗の内政的・頹廢的資質を巧みに誘導することによつて次第に之を政治問題より游離

せしめんと意図していたものであろうが、同様の対策は万貴妃に対しても行われたので、成化末年において左右多く信任せられ中官の恣横が殊に甚だしくなつた、と云うことは実にその成功を物語るものと云わなければならぬ。

以上は物貨の投献や技術の提出、従つてまた伝奉官発生の原因を特に宦官の政策的立場より考察したのであるが、それが成化十七年以後飛躍的に増加するようになった原因については別に之を帝室財政の消長と併せて考察しなければならぬ。

四 伝奉官の発生に対する財政的考察

内府の供は百官の俸、軍国の需と共に由来国計の最も大なるものであるが、明代においては既に景泰の頃からそれが膨脹の傾向を示し、殊に成化の時代に入つてからは憲宗及び万貴妃の好貨とその道仏過信による累次の齋醮を基調として急激に繁多となつてきた。就中その影響の最も著しかったのは祭享・賞賚・宴勞・酒醴・膳羞などを掌つている光祿寺で、その調達する牲口・果品・物料などはこの頃から頗る累加するようになったのである。^⑧ 元来光祿寺は原

則としてこれらの物貨を司・府・州・県の歳弁と上林苑監の進納によつて賄つて来たのであるが、天順成代以来はそれのみによつて内府の需要を充足することができなくなつた結果、京師及び順天府下の宛平・大興二県において盛んに買弁を補行するようになった。成化四年七月丙戌、兵科左給事中陳鉞等の奏言に^①

近ごろ光祿寺、人を街坊に遣わして物を市うに計直するを許さず、槩して勢を以て取る。官に赴き鈔を領すと称すと雖も未だ必ずしも皆は得ず。縦い得ることあるも鈔皆破爛して用うべからず。負販者不幸之に遇えば輒ち号呼痛哭すること刼掠の如し。

と云い、成化五年十二月戊辰、大学士彭時等の奏言に^②

光祿寺用いるところの猪羊鷄鶩等の物自から派弁の常數あり。今買弁を補行し小人を委用するに、公に仮りて私を営み、利の官に入るもの少なく私家に入るもの多し。

小民は利を営みて日を度る。一旦にして尽く奪うところとならば嗟怨何ぞ堪えん。伏して望むらくは聖明儉約を躬行し、浮費を減省し、本寺をして宣德正統年の例を查照して供用を斟酌し、買弁を禁止し、其の余各衙門買弁

の物を新增する者あれば一体に禁止し、以て民困を蘇らさん。

とあるのは共にその実況である。明史職官志光祿寺の条には、民間より買弁する場合の規定として時価の一割増を以てし、その費用は季ごとに天財庫より支給する、とあるが、成化初年においては未だ買弁の費用としての錢鈔があらかじめ内庫より支給されることもなかつたらしい。^③代価を与えずして強奪するものそのためであろうが、その由来するところは内府の齋醮にあるのであり、「内府に一次の修齋あれば街市に一次の騷擾あり。」と云うのは之である。然るにその後これが内庫より支給されるようになったと見え、憲宗實錄卷二〇一成化十六年三月己酉の条には

命じて内庫の銅錢四百万文・鈔一百七十五万貫を給し、光祿寺の夏季分に付して品物を収買せしむ。是よりさき毎季支するところの錢鈔各五十万余、是に至つて提督本寺太監楊鵬其の数を減ぜんことを請う。之に従えり。

とあるから光祿寺の買弁費は成化の中葉を過ぎる頃から旧額の數倍に増加したわけであるが、明史食貨志採造の条に、憲宗の時内府の物料が五、六倍になつた、とあるのもこれ

に対応するものであろう。かくして成化以来内府の供給が頗る繁多となつた反面には内庫の貯積が甚だ減少し、終に収支相償わざるに至つたが、この時赤字補填のためにまず充当されたものが各塩運司及び提拳司の私塩賦罰銀であつた。明史食貨志倉庫の条に

初め天下の府軍各々存積あり。辺餉内に借支せず、京師外に収括せず。成化の時巡塩御史楊澄始めて請うて各塩運提拳司の賦罰銀を發して京庫に入る。

とあるのが即ち之であり、この賦罰銀は内府の賦罰庫に入れたものと思う。賦罰庫には歳額がなく、従つて使途を定められず、地方財政の予備費的性質を有するものであるから、赤字財政の補填としてまづこれが利用されたのであるが、楊澄の奏請は実録によれば成化十六年五月辛丑のことである。恐らくこれよりさきにも時としては帝室財政の赤字が国家乃至地方財政によつて補填されるようなこともあつたであろうが、これよりのちは帝室財政の赤字が国家財政によつて、また国家財政の赤字が地方財政によつて補填される慣習が一層頻繁となつたようである。即ち憲宗実録卷二二一成化十七年十一月戊子の条には

太倉の銀三十万兩を取つて内承運庫に入れ用に俱う。是よりさき皆あり、五府・六部・都察院をして各々在官銀の銀を覈せしむ。是に至つて又戸部に命じて太倉の銀を覈せしむ。銀凡そ九十余万兩。遂に三分の一を取る。蓋し是の時賞賜度寝やく広き故なり。

とあり、此の年には太倉の銀三十万兩を取つて内庫に入れたが、翌十八年十月にも同様四十万兩を内庫に入れている。以上成化の時代における帝室財政の消長を検討すると、それが成化十六、七年の交より愈々行き詰りを生じ、赤字となつて来たことが明かとなつたが、伝奉官が急激に増加するようになったのも突に此の時期と一致する。これは決して偶然のことではあるまい。憲宗実録卷二二三成化十八年正月乙亥の条には、御用監太監梁芳が宝石奇玩を進獻し無頼と通同して府庫の銀数十万を盗んだが、尚足らざるため兩淮運司の成化十七年の存積塩五万引を梁芳に賜つた記事があるが、同様に宝玩を進め淫巧を作つて府庫を竭した記事は諸書に見えるので、恐らく成化初年以來珍貨の投獻・技術の提供に対する反対給付として庫銀による場合と官禄による場合とがあつたが、成化十七年以來庫銀が甚だ

しく欠亡するようになる、必然的に庫銀よりも官禄による場合が多くなり、かくして伝奉官の大量発生となつたものではあるまいか。即ち伝奉官の発生は之を財政的に考察すれば帝室財政の負担を国家財政に転嫁すること以外ならず、このことは帝室財政の赤字を国家財政によつて補填すると云う当事の財政政策一般に即応するものであつたこと論ずるまでもない。

むすび

明代の天子には概して暗愚な人物が多かつたがそれは憲宗以後のことで、天子が羣臣を召見せず君臣の間が疎隔するようになつたのもこの時からである。一方司札監は政治・軍事・警察などの大権を行使してその権勢は遙かに内閣・部院の上に出たが、これらの事實は伝奉官発生の事情とも彼此因果の関係にある。また欽定統文獻通考卷三〇国用考には王圻の言を引いて、正統の時天下の歳徵は入数共に二百四十三万兩、出数共に一百万余兩であつたが、正徳より後は出づること多く入ること少なく、国用尽きて支えなくなつた、と云つている。明代の国家財政はこれよりさ

き既に成化の頃から収支のバランスを失いかけているが帝室財政の膨脹は實にその著因をなすものである。伝奉官の発生はその具体的表明であり、同書同巻にはまた、明代冗食の員は伝奉官に如くは莫し、とも云つている。

① 宮崎教授の示教による。

② 史文統輯覽、伝奉非本官親奉之聖旨。故曰伝奉。他倣此。

③ 名山蒞臣林記彭時、成化七年冬彭時の上言に「慎重伝旨、毋令近習假借。」とあり。また明通鑑卷三五、成化二十三年十月癸巳に成化末年万安を弾劾した湯鼐が中官の伝旨なるものに対し、「此旨邪。抑太監意耶。」と訝つたことを載せている。

④ 鄭曉今言卷二。昭代典則卷二一成化十九年十二月。古今治平略卷一六国朝銓選。明書卷六三選舉志一。皇明從僉錄卷二三。明史卷三〇四梁芳伝。同卷三〇七李汝省伝。明通鑑卷二九天順八年二月庚子。同卷三四成化十七年十月。明紀卷一七天順八年二月庚子。二十二史劄記卷三四成化嘉靖中方技授官之濫。

⑤ …時僧道官伝奉浸盛。左道邪術之人荐至京師。吏部尚書尹安等。無旬日不赴在順門候接伝奉。每得旨則次日依例于御前補奏。後内官亦自分諱其煩密。諭令勿復補奏。至廢易旧制而不恤云。

⑥ 成化以来僧道或因齋醮。或因聖節進經。匠人或因鋪床設帳架燈小小工役。輒祈董事内臣為之乞陞。繁冗不勝。朝廷恐貽清議。乃許望闕謝。不必報名。止伝一票与吏部。明且吏部如故事而説。伝奉事理補奏。本以票進以本送科。延臣末由与知。蓋以報

名謝恩。則鴻臚当廷宣白。而伝奉聖旨。必須面奏補本。皆所以防欺偽。既不報名廷宣。而補本又不開陳。何事似此。旧制日更。将来欺偽烏能免哉。

⑦ 中官が左順門において聖旨を伝奉する事例は名山蔵臣林記章懋、皇明從信録卷二三成化二十三年正月及び十月の条にも見ゆ。なお左順門（―会極門）は奉天門（―皇極門）の東にあり、殊批を経た紅本の発下、京朝官封事の牧進など上下、京朝官封事の取進など上下接本の処であつた。（春明夢余録卷二三内閣一、同卷二五六科、同卷四九通政使司。野獲編卷二〇章奏異名。目下旧聞卷六宮室四明一〔玉光劍氣集〕参照。）

⑧ 明内廷規制考卷二（借月山房彙鈔第十集）。

⑨ 勲戚の功陞、廢授の録用を除く。

⑩ 内府の各監局及び在外の諸寺観にはみな書辦人員あり、之を儒士と云う。道書・仏経及び詞曲・小説を伝録し、書成つて上進すれば恩典を得、就中冠帯を給せられ糺を中書科に食むことが最も多かつた。（憲宗実録卷二二成化十七年二月戊申及び名山蔵卷一六成化十七年二月参照。）

⑪ 五百十四人の中四百五十余人が実際に陶汰されたが、その後二年余にして又頗る増し、孝宗実録卷四成化二十三年十月丁卯には伝陞文職官帶俸右通政等官任傑等五百六十四員と見ゆ。

⑫ 勲戚の功陞、廢授の録用を除く。

⑬ 正統以後貴妃・尚主・公侯・中貴の子弟にして千・百戸となり録を錦衣衛中に寄せるものが多かつた。（春明夢余録卷六三錦衣衛参照。）

⑭ 内官は市井の無頼を僕従としてこれを家人・義子などと呼び、中には数百人に及ぶ者もあつたが、彼等の中には錦衣衛の百戸・鎮撫などとなる者があつた。（憲宗実録卷一六七成化十三年六月庚戌。同卷一九一成化十五年六月辛卯。昭代典則卷一七天順八年十月。名山蔵臣林記王徽参照。）

⑮ 武職の伝奉は錦衣衛に關するものが最も多く、陞除の事例は校尉より指揮使に亘るが、殊に舍人の錦衣衛鎮撫となる者は甚だ多かつた。なお実録には錦衣衛の外、府軍・羽林・金吾・武功・武驥・龍驤・騰驤・永清・濟陽・西寧・会州・莊浪・延平等の衛に關しても伝奉の人事が見えるがその数は甚だ少ない。

⑯ 監局の工匠は文思院副使・管繕所所丞となる外、錦衣衛において帶俸する者が最も多く、画士は殆んどすべて錦衣衛において帶俸したと云つてよい。

⑰ この合計は四六二人となるが前文には「兵部奏例伝奉陞除者。除勲戚功陞廢授録用外。通得五百三人。」とあり、その間に誤脱があるものと思う。今後者に従う。此の中存留する者は三百九十四人である。なお明史卷一四憲宗本紀成化二十一年二月己未の条には「放免伝奉文武官五百六十四人。」とあるが、成化末年における伝陞武官の実数は更に多かつたと思われる。憲宗実録卷二六〇成化二十一年正月己丑、兵部尚書張勳等の奏言に、成化元年以来伝奉陞授の軍職が八百有余人あることを云つているが、菽園雜記卷九には、「成化末年…以星修修弭延議革之。繕其數。原有職伝陞者三十六人。自身授職者五百三十八人。悉革職。勒令原籍閑住。不再録用。軍職伝陞者數加倍。未暇繕

也。」とあつて、一千人以上の任陞武官の存在を推測せしめる。

更に明史卷一五孝宗本紀成化二十三年十月丁卯の条には「汰伝奉官。罷右通政任傑・侍郎副銅千余人論罪戾。斥革法王・仏子・国師・真人封号。」とあるが、明会要卷四九選舉三伝奉には「孝宗初即位。降黜伝奉官通政任傑・侍郎副銅・指揮僉事王榮等二十余人。〔三編〕とあり、指揮僉事王榮以下の任陞武官が大凡一千人くらい存在したのではないかと思う。

⑮ 明史卷七四職官三に見ゆる太常寺・鴻臚寺・欽天監・太医院及び僧道録司の該当官定額との比較による。

⑯ 帶俸官は久しきを経て正額官員となることがある。(憲宗実録卷二一四成化十七年四月戊申参照)。また帶俸官にも皂隸が給せられるので、正統十四年六千五百九十二名であつた京官の皂隸は成化二十三年には七千三百四十二名となつたが、これらは大抵成化末年における伝奉新陞の額外官多きためであつた。

(憲宗実録卷二〇六成化十六年八月甲戌。同卷二三〇成化十八年八月己未。同卷二五四成化二十年七月壬寅。同卷二九〇成化二十三年五月丙寅。) なお京官の皂隸は畿内八府及び山東・山西・河南三布政司下の州県より僉派し、南京官の場合は南畿の州県より出すのである。(憲宗実録卷二一四成化十七年四月丁未。菽園雜記卷五参照)。

⑳ 鄭曉今言卷二(紀録彙編卷一四五)。

㉑ 今言類編上建官門職任(勝朝遺事卷三)には五十一人に作る。

㉒ 知不足齋叢書第十五集所収。

㉓ 憲宗実録卷二四七成化十九年十二月甲申。

㉔ 以上万貴妃については明史卷一一三后妃伝。大政纂要卷三三成化二十三年正月。昭代典則卷一八成化四年八月。皇明從信錄卷二三成化二十三年正月。明紀卷一八成化六年六月。酌中志卷一六内府衙門職掌。野獲編卷三孝宗生母、謝韓二公論選妃、天家生母不同、万貴妃、列朝貴妃姓氏。同補遺卷一万妃晚倖、妃諡。

㉕ 昭代典則卷二一成化二十一年九月。明紀卷一八成化二十二年十二月、同卷二〇成化二十一年二月。明通鑑卷三五成化二十一年三月庚子。

なお一方では寶石や奇玩を監局の中官に託して進獻した者が、或は官職を得、或は暴利を得たので、諸人のうちには俄かに富貴となる者も現れ、殊に寶石珍珠の類を販売する家(屠家順等數家)では鉅富を致し、屋舎・服飾・酒食の類みな贅をつくし、京城内外の風俗は之に倣つて侈靡を競うた。麻城の進士李文祥の封事にも「豪民、王者の居を借し、富室、公侯の服に擬す。奇技淫巧、上下流を同じくす」と云つている。(憲宗実録卷九九成化七年十二月辛巳及び己丑。同卷二四八成化二十年正月丙辰。昭代典則卷一八成化六年十月。名山藏卷一五典謨記。兪州史料前集卷一二中官考二。明通鑑卷三五成化二十三年十月参照)。

㉖ 佐藤長氏「明の朝廷に於ける西蔵喇嘛教徒の問題」(史料二四卷二号)。

㉗ 憲宗実録卷二六〇成化二十一年正月己丑。因みに番僧の京師に来住する者は宣徳の末年既に千余人に上つたが、彼等は正統

- の初年多く本処に遣回された。(野獲編卷二七僧道異恩参照。)
- ②⑧ 憲宗実録卷五八成化四年九月己巳。なお番僧には元の時西天
 仏子・大國師以下の尊号があつたが、明の時にはこれに大慈法
 王を加えて最上におき、法王はまた直ちに「仏」とさえ呼ばれ
 るに至つた。(野獲編卷二七僧道異恩、同補遺卷四割巴堅參
 照。)
- また大國師以上には金印が給せられたのであるが、元來金印
 は國室の外親王・番王に用いたもので、二品以上の衙門が銀印、
 三品の衙門は銅印であつたことから考えても当時番僧がいかに
 殊遇を受けていたかを知ることができよう。(憲宗実録卷二六
 ○成化二十一年正月己丑。野獲編補遺卷四印章・兪州史料後集
 卷三八筆記下用印之等。日下旧聞卷一五城市六北城下〔春明夢
 余錄〕參照。)
- ②⑨ 明代において道教が最も盛んに行われたのは嘉靖の時であり、
 成化の時はその濫觴とも云うべきものであつた。(野獲編
 卷二七樂工道士之横參照。)
- ③⑩ 明史卷一六八万安伝。憲宗実録卷一五六成化十二年八月乙酉
 明紀卷一九同年同月。
- ③⑪ 憲宗実録卷一五九成化十二年十一月癸卯。同卷二六〇成化二
 十一年正月己丑。大政纂要卷三三成化二十一年二月。
- ③⑫ 憲宗実録卷一五〇成化十二年二月己亥。同卷一五六成化十二
 年八月乙酉。
- ③⑬ 昭代典則卷二一成化二十三年十一月。
- ③⑭ 薛源「演撰兇法」。

- ③⑮ 野獲編補遺卷四割巴堅參。
- ③⑯ 庚申外史至正十三年の条參照。
- ③⑰ 明紀卷二〇。
- ③⑱ 憲宗実録卷二七七成化二十二年四月戊戌。なお昭代典則卷二
 一成化二十三年正月の条には宦官が威福を擅ままし兵を弄び
 禍を構えたのは万貴妃が之を主つたのである、と云つてゐる。
- ③⑲ 欽定統文獻通考卷三〇國用考。
- ④① 牲口は正統の間に毎歳三、四万であつたものが成化二年には
 十六、七万となり(憲宗実録卷三四成化二年九月乙未)、果品・
 物料は成化元年に一百二十六万八千二百余斤となつたが、これ
 は旧額より約四分の一を増したものであつた。(憲宗実録卷二
 天順八年二月壬子)。
- ④② 明史卷七四職官三光祿寺。憲宗実録卷二天順八年二月壬子。
 同卷五六成化四年七月丙戌。
- ④③ 憲宗実録卷五六。
- ④④ 憲宗実録卷七四。
- ④⑤ 憲宗実録卷五六成化四年七月丙戌、「兵科左給事中陳鉞等
 奏。……伏望陛下念京師根本之地。憫生民負販之難。自今上供
 之數。務從節約。嚴飭供庖之人。不許侵漁。及令光祿寺。每季
 內府預支銅錢或銀。收貯在寺。遇有市買。差各署公正官支領。
 率人依時估價兩平交易。如有仍前強奪。許巡城御史訪察治罪。
 疏入。上納其言。命戶部議行。戶部以銀兩國用所需。不宜輕
 動。惟錢鈔並行。祖宗定法。請二者兼用。仍委給事中御史各一
 人。監臨估計。扣數闕給。如有前弊。一治以法。從之。」

⑮ 憲宗実録卷九九成化七年十二月庚午、大学士彭時等上言。

⑯ これよりさき成化十四年八月庚子、六科給事中海等の上言に

よれば、近ごろ光祿寺の買辦を増添し、大約一季に錢三―四百
万文・鈔一―二百万貫を用いるようになった、と云つている。

(憲宗実録卷一八一参照)。

⑰ 宮崎教授の示教による。

⑱ 明史卷七九食貨三倉庫参照。

⑲ 明史卷一四憲宗本紀「成化十七年二月壬戌。賑天下庫藏出納
之數。

⑳ 憲宗実録卷二三三成化十八年十月丙子「詔取太倉折糶銀四十

会 報

史学研究会六月、七月例会及び大会の予定は次の通りです。御
参会をお待ちしております。

一、六月例会

日時 六月四日(土)午後一時 場所 京都大学文学部第八教室

講師並に演題

惣庄制の歴史的意義

石田 善人氏

地方都市と農業

渡辺 久雄氏

楽浪郡時代における朝鮮土着文化

有光 教一氏

一、七月特別例会

日時 七月二日(土)午前十時 場所 京都大学文学部第一教室

講師並に演題

シンポジウム「時代区分及び地域区分の問題」

万両。并各衙門去任官皂隸柴働銀三千四百四十余両。入承運庫
供用。」

なお成化十六年正月には太倉の見貯銀が三十一万両に及ばな
かつた(憲宗実録卷一九九成化十六年正月庚戌)。

⑳ 明通鑑卷三五成化二十一年三月庚子。昭代典則卷二一成化二
十一年九月。王鏊守溪筆記(紀録彙編卷一二四)。

㉑ 「東洋史研究」第十三卷第三号誌上に発表した拙稿「成化時
代における司礼監の地位」参照。

〔附記〕本稿成るに及んで佐伯助教授には特に繁務を割いて校閲
の勞を執られた。茲に記して深甚なる謝意を表する。

午前の部

日本史の時代区分

井ヶ田良治氏

前田 一良氏

考古学の時代区分

角田 文衛氏

午後の部

西洋史の時代区分

瀬原 養生氏

前川貞次郎氏

地理学の地域区分

藤岡謙二郎氏

東洋史の時代区分

池田 誠氏

内藤 戊申氏

(討論依頼)

宮川 満氏(日本史)

会田 雄次氏(西

洋史)

水津 一朗氏(地理学)

里井彦七郎氏

(東洋史)

澄田 正一氏(考古学・交渉中)

一、秋季大会

昨年同様十一月一日(火)見学、二日(水)史学研究会大会
及び総会、三日(祭)読史会、東洋史談話会、西洋史談話会、
各大会を行う予定であります。

coinage. Although the currency policy was the most complicated political problem at the Kyoho Reform (享保改革), details of it are still unknown because of the backwardness on the side of the research of Japanese coinage history in general. At any rate the continuous and strong policy at Shotoku (正徳) and Kyoho periods to replace with good coinage the bad one issued at Genroku and Hoei (宝永) periods resulted in many social troubles. At the Genbun period, i. e. the latter half of the Kyoho Reform, the policy above was changed, and gold and silver coins of bad quality came to be minted. This essay on the re-minting of coinage at the Genbun period is meant to be a contribution to the research of coinage problems at the Kyoho Reform. As the research of this field is still very backward in general, the author has tried to describe the facts as closely as possible and left the interpretation of the relation between the coinage and the prices at the period, the importance of this reform in the development of money economy etc. for his further study.

Ch'uan féng kuan (傳奉官) of the C'heng hua (成化) Period

by

Mitsutaka Tani

In the successive dynasties of China, there were only too many cases of selling offices which had various significances in history. In Houhan (後漢) dynasty, at first Ling-ti (靈帝) sold offices at various prices and stored the income in a treasurehouse built in Hsi yüan (西園). In T'ang (唐) dynasty, Wei-hou (韋后) and others traded offices and were titled Hsieh-fêng-kuan (斜封官) under Chung-tsung (中宗). In parallel with these examples there was Ch'uan féng kuan (傳奉官) in Ming (明) dynasty. This office came into being at the Ch'eng hua (成化) period, and is said to have been the most active at that period. Thus this essay is to investigate the characteristics of the office of this period and to speculate upon the cause of its generation.